

日病会発第 138 号  
令和 2 年 3 月 3 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

一般社団法人 日本病院会  
会 長 相澤 孝夫



### 新型コロナウイルス感染症への対応により経営的支援が 必要な病院に対する措置に関する緊急要望書

新型コロナウイルス感染症の感染患者が、感染の診断確定前に一般患者に紛れて受診した病院では、外来診療の一時閉鎖や新規入院患者の受け入れ停止を余儀なくされた場合があり、病院は経営的に大きなダメージを受けている。

その結果、診療収入の大幅な減少や、病棟閉鎖などの病院機能縮小を余儀なくされる病院が多く発生し、最悪の場合、経営が継続不可能で倒産（病院廃止）となり、地域医療の崩壊を招くこととなる。

病院は診療報酬制度による施設基準が定められ、それを満たさない場合は診療報酬が減算されるという極めて特殊な業種である。先般、新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、小学校等に対する臨時休業の要請が政府から行われたが、それに伴い、子どもを持つ職員（医師や看護師をはじめとする医療関係職種や事務職員）が家庭での対応のために出勤できず、診療報酬の施設基準や医療法の人員配置基準が維持できなくなる病院が各地で発生している。これに対し、厚生労働省では 2 月 28 日付事務連絡により、そのような場合における当面の特例措置を講じたところである。

このため、以下のことについて緊急に要望する。

#### 記

1. 福祉医療機構が行う医療貸付事業について、当面必要な運転資金確保のため、貸付利率の引下げ、貸付金の限度額の増額及び償還期間の長期化を図ること。
2. 感染拡大防止策への対応による病院の人員体制の一時的な不足が生じた場合の、診療報酬の施設基準及び医療法の人員配置基準に関する特例措置について、地方厚生局、都道府県等における適切な運用を周知徹底すること。